GOOGLE LLC v. VALTRUS INNOVATIONS LTD.事件、上訴番号 2024-1945 (CAFC、2026年10月19日)。Hughes裁判官、Cunningham裁判官、Burroughs裁判官(通常、マサチューセッツ地区地方裁判所の裁判官であるが、本上訴審の裁判官として一時的に指名され参加)による審理。PTABの決定を不服としての上訴。

背景:

Valtrus社は、複数の検索エンジンからの検索結果リストを統合することに関する特許を所有している。Google社は、Valtrus社の特許出願の約5週間前に出願されたBushee文献に依拠して自明であるとして、当事者系レビュー(IPR)を請求した。PTABは、Valtrus社がBushee文献の出願日よりも先に発明を着想し、出願に至るまで理にかなった継続的な努力(diligence)を払っていたことを立証したと認めたため、Bushee文献はAIA改正前の§102(e)に基づき先行技術にはならないとした。Google社はこれを不服として上訴した。

争点/判決:

(1) PTAB は、発明の着想に関する発明者の証言が十分に裏付けられているとの認定において誤りをなしたか。否、原決定が確認支持された。
(2) 発明者が、擬制実施化(constructive reduction to practice)に至るまで、理にかなった継続的な努力を払っていたという PTAB による認定は、実質的な証拠によって裏付けられていたか。然り、原決定が確認支持された。

審理内容:

AIA改正前の§102(e)に基づき、特許所有者は、先行する発明の着想と、実施化(reduction to practice)に至るまでの理にかなった継続的な努力を払うこととを示すことにより、文献の日付を遡及させる(antedate)ことができる。発明の着想を立証するために提出される発明者の証言は、独立した裏付けが必要であり、その裏付けが十分であるか否かは「合理性の原則(rule of reason)」に基づき評価される。

Google社は、Valtrus社の開示文書およびメタデータは発明者の管理下にあったため、発明者の証言を独立して裏付けるものにはなり得ないと主張した。CAFCは、この主張に同意しなかった。同裁判所は、それらの文書が真正であるか否かの判断をせずに、真正であると仮定して、Microsoft Wordのメタデータは発明者が作成したものではなく自動生成されたものであるため、独立した裏付けとなり得るとした。メタデータの作成者情報およびタイムスタンプは、主張されている発明の着想日と一致していたため、裏付けがあるとのPTABによる認定は、実質的な証拠によって裏付けられていた。

CAFCは努力に関するPTABによる認定も確認支持した。Google社は、最後の発明者が署名した日から出願の提出日までの約3週間の期間について異議を唱えた。CAFCは、努力は完全に継続的である必要はなく、理にかなって継続的であればよいと説明した。すなわち、毎日活動する必要はないということである。本件の記録では、発明者が実際に署名した書類をカナダからカリフォルニア州所在の法律事務所に郵送する必要があったこと、出願提出にあたり最終調整が行われていたこととを示す証拠により、この期間が説明されていた。従って、Valtrus社が理にかなって継続的な努力を行い、Bushee文献の日付を遡及させたというPTABの判断を裏付ける実質的な証拠があった。


© 2026 OLIFF PLC